



平成 23 年 12 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社マキヤ
代表者名 代表取締役社長 川原崎 康雄
(コード番号 9890)
問合せ先 取締役財務部長 矢部 利久
(TEL. 0545-36-1000)

不適切な会計処理の調査結果について

当社は、平成 23 年 12 月 13 日付「不適切な会計処理の可能性について」にて公表いたしましたとおり、不正な売価改訂により期末たな卸資産が過大に計上されている件について、平成 23 年 12 月 5 日に内部調査委員会（委員長 代表取締役社長 川原崎 康雄）を設置し、事実関係の究明及び再発防止策の策定を行ってまいりました。このたび、本日付けにて調査報告書が当社取締役会に提出されましたのでご報告いたします。

記

1. 調査の目的

内部調査委員会は、不適切な会計処理の発覚に伴い、全容の解明、原因の調査、業績に与える影響、再発防止策の策定を目的として組織いたしました。

2. 調査の方法

不正の際に使用された商品コードである金額管理コード（以下、「99 コード」という。）の仕入及び売価改訂伝票等を検証したうえ、不正を行った当該家電仕入担当者（以下、「当該担当者」という。）に対するヒアリング調査を実施いたしました。

また、その他の部門においては、期末在庫金額、還元率、在庫回転期間等の推移を検証し、数値に変動がある部門については、仕入担当者に対してヒアリング調査を実施いたしました。

3. 調査結果の概要

(1) 不正行為の概要

当該担当者は、月次において自己の営業成績を偽装するため、99 コードを使用し、手書きの売価改訂伝票、仕入伝票及び返品伝票を操作することにより、不正な高額売価を設定してまいりました。そのため、架空在庫が発生し月末在庫売価金額が水増しされることにより売価還元法計算の還元率が低下し、期末たな卸資産が過大に計上される事実が発生してまいりました。

(2) 不正行為をおこなっていた時期

不正行為は、平成19年4月頃から平成23年9月の間において継続して行われておりました。

(3) 不正行為の動機

商品仕入担当者は、担当部門の売上及び粗利益に対する責任を負う職責にあり、週次単位で月間予算達成のための対策及び進捗状況の報告、検討をしております。当該担当者の担当部門における粗利益の予算や想定（見込）値に対する実績不足を取り繕うことにより、自己のプライド保全を図ったことが当該不正行為に至った大きな要因と考えられます。

(4) 当該担当者以外の関与

当該担当者の1名個人単独によるものであり、他の仕入担当者や取引先が関与した事実は認められませんでした。

4. 不適切な会計処理による過大期末たな卸資産

平成23年9月末現在における過大期末たな卸資産の額は、92百万円であります。

なお、詳細につきましては、本日付けにて公表の「有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」をご覧ください。

5. 再発防止策

(1) 99コードの取扱いに対する即時対応策

商品仕入担当者による99コードに係る売価改訂伝票の起票を禁止し、本部在庫については承認経路を確立いたします。また、システムによる入力制限、異常在庫検証を可能とする仕組みを設定いたします。

(2) 商品仕入担当者の定期的な配置転換

配置転換時におけるスムーズな業務承継体制を整え、定期的な配置転換を実施することにより人的牽制による不正の防止を図ります。

(3) 部門単位におけるコンプライアンスミーティングの実施

部門単位においてコンプライアンスミーティングを定期的実施することにより、社内コミュニケーションを促進させ、業務プロセスの不備、各担当者間の人的牽制、内部通報情報の早期収集を図ります。

(4) 内部統制管理体制における改善

本部内の業務プロセスにおける内部統制の有効性評価、抜け落ち項目の検証、統制不備事項の抽出を早期に行い、改善が必要な事項については整備を進めるとともに、内部統制監査体制を強化してまいります。

(5) 数値情報によるモニタリング調査の強化

IT化により数値情報のデータ化を図り検証分析の容易化を検討いたします。

以上

調査報告書

平成 23 年 12 月 28 日

株式会社マキヤ 取締役会 宛

内部調査委員会

委員長 川原崎康雄

当社の家電仕入担当者において行われた不適切な「たな卸資産の計上」に関し、調査を実施したので、以下のとおり報告する。

1. 調査の目的

当委員会は、不適切な会計処理の発覚に伴い、全容の解明、原因の調査、業績に与える影響、再発防止策の策定をすることを目的として組織した。

2. 調査の期間

平成 23 年 12 月 5 日から、平成 23 年 12 月 23 日までの期間において調査した。

3. 委員会の構成

委員長	川原崎康雄	(代表取締役社長)
委員	太田彰信	(営業支援部長)
	齋藤訓史	(業務推進部長)
	矢部利久	(取締役 財務部長)
	杉山利之	(内部統制監査室 マネージャー)
	竹島 剛	(経理部長 ※事務局兼務)
	土屋洋二	(人事部長)
事務局	竹島 剛	(経理部長 ※委員兼務)

4. 調査の方法

不正の際に使用された商品コードである金額管理コード（以下、「99 コード」という。）の仕入及び売価改訂伝票等を検討したうえ、不正を行った当該家電仕入担当者（以下、「当該担当者」という。）に対するヒアリングを実施する方法で調査した。

また、その他の部門においては、期末在庫金額、還元率、在庫回転期間等の推移分析及び同コードを使用した売価の増減改訂の抽出により、必要に応じて該当部門の仕入担当者に対するヒアリングを個別に実施する方法で調査を行った。

なお、当委員会による調査は、不正のあった過大売価金額を確定し、売価還元法の再計算により、過大なたな卸資産の額及び損益影響額を確定させること、並びにその他の仕入担当者による不正の有無の調査を最優先事項とし、全ての仕入取引を網羅的に調査したものではない。

(補足：99 コードについて)

商品コードは通常の場合、商品の原価・売価を単品ごとに個別に商品マスターの登録をしており、売価については各店舗における店頭販売価格に紐づいている。ただし、修理品や特注品等については単品ごとに商品コードを設定することは非効率的であるため、それらをまとめて処理する目的で99 コードが使用されている。99 コードは、売価還元法の計算のためのもので、個別に商品マスターの登録をしていないため、各店舗の店頭販売価格には紐づいていない。そのため、店舗は販売時にPOSレジで販売価格を設定しており、99 コードを使用することによる実際の店頭販売価格への影響はない。

5. 調査の具体的内容

(1) 当該担当者へのヒアリング

当該担当者に対して、動機・手口についてヒアリングを行った。

(2) 過大な卸資産の確定

当該担当者へのヒアリングに基づき、家電部門における99 コードを使用した異常な売価改訂データ、仕入データ及び返品データを抽出し、当該担当者へのヒアリング、伝票との照合及び増改訂と減改訂との関連性の検証を行った。

また、家電部門の99 コードを使用した全データを再検証し、上記抽出データ以外の異常な売価改訂データ、仕入データ及び返品データを検証した。

(3) 家電部門以外のその他の部門の不正調査

その他の部門においては、期末在庫金額、還元率、在庫回転期間等の推移を検証し、数値に変動がある部門については仕入担当者へのヒアリングを行い、不正を行っていない旨の誓約書を徴収した。

また、99 コードを使用した全データを抽出し、異常な売価改訂データ、仕入データ及び返品データがないか検証した。

6. 不適切な会計処理の内容

(1) 不正行為発覚の経緯

有限責任監査法人トーマツの内部統制監査により、「エスポット裾野店」の「AV・OA」部門の平成23年9月度の還元率に異常値が認められたため、IT管理デパート（電算部門）に調査依頼があり、売価還元法計算の検証を行うとともに、NFD（ノンフード）商品部マネージャーに確認を行った。その結果、平成23年11月14日に、NFD商品部長に当該担当者より、約40百万円の不正な売価増改訂処理を行っている旨の申告があった。

NFD商品部長は、当該担当者に対し不正な売価改訂を行ったリストの作成を指示したところ、翌15日に当該担当者よりリストが提出された。その不正な売価改訂をした税込売価金額は、約140百万円である旨の申告がされた。

11月16日よりNFD商品部長と経理部長は、IT管理デパートより99コードを使用した売

価改訂データ、仕入データ及び返品データを入手し、当該担当者が作成したリストに基づき不正事実の検証、調査を実施した結果、不正な売価改訂税込額は約 137 百万円であることが判明した。

(2) 不正手法の概要

①月次において、自己の営業成績を偽装するため、手書きの売価改訂伝票及び仕入伝票により 99 コードを使用し、高額売価を設定し月末在庫売価金額を水増しすることにより架空在庫を発生させて粗利益を過大に計上した。

下記において代表的な手口を例示する。

例 1. 99 コードを使用して旧売価 300 千円を売価 3,300 千円と通常では考えにくい売価改訂伝票を起票することにより、期末在庫売価を過大計上する。

不正な増改訂伝票例

売価改訂伝票						
		ハンチャー	仕入担当者	責任者	発行者	
				承認なし		
商品名称	商品コード	数量	旧売価単価	新売価単価	差額	金額
○○○○○○○	02993118	10	30,000	330,000	+300,000	+3,000,000
				異常な増改訂		
				※旧売価単価×数量=3,000,000 新売価単価×数量=3,300,000		

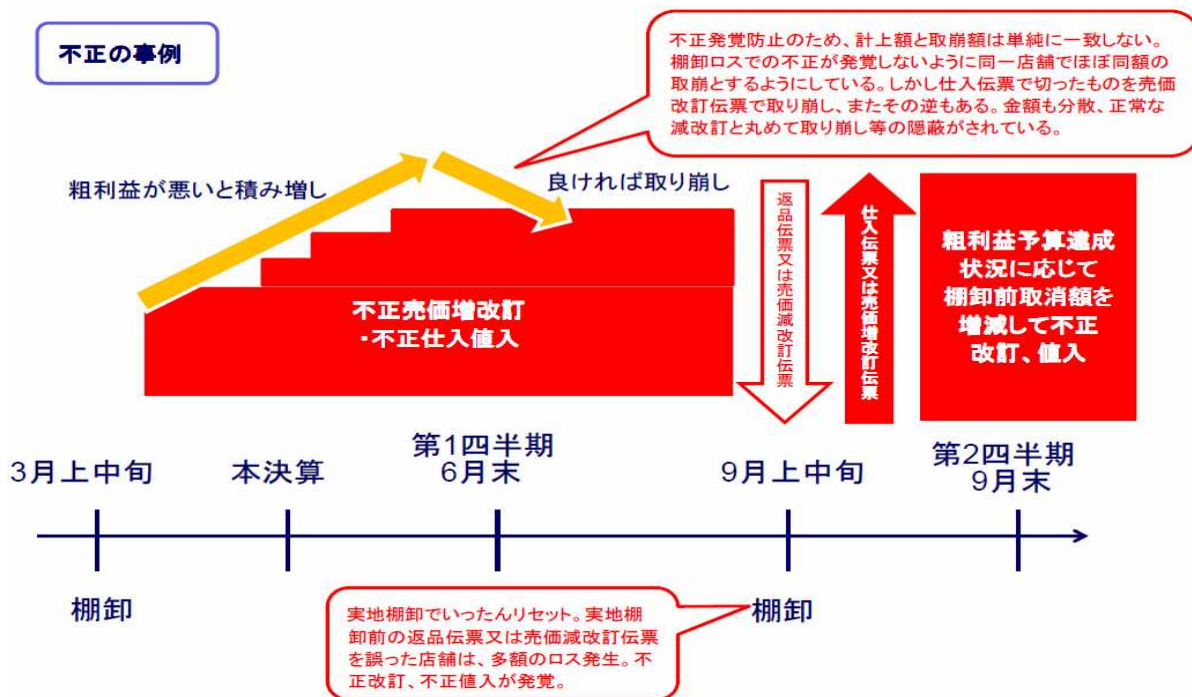
例 2. 原価 100 円に対し売価 1,000 千円と通常では考えにくい仕入伝票を 99 コードによって起票することにより、期末在庫売価を過大計上する。

不正な仕入伝票例

仕入伝票						
						検収印なし
商品名称	商品コード	数量	原単価	原価	売単価	売価金額
○○○○○○○	02993118	10	100	100	100,000	1,000,000
				異常な値入		

- ②通常、会社では第2四半期決算月（9月）及び第4四半期決算月（3月）の中旬頃において、すべての商品在庫の実地たな卸を行っている。99コードは、修理品や特注品等の処理に使用する商品コードであるので現物在庫が発生することはないため、実地たな卸を行った場合、在庫数は発生せず在庫売価金額は「0」円となる。その結果、月次において水増しした在庫売価金額は、在庫ロス金額（粗利益の減少）として損失計上されてしまうことになる。そのため、実地たな卸の直前に不正な伝票操作により高額に設定していた売価を取り消すために、手書きの売価改訂伝票及び返品伝票により高額に設定していた売価を戻し入れ（売価の減改訂）、不正発覚を防いでいた。
- ③実地たな卸終了後に手書きの売価改訂伝票及び仕入伝票により不正な高額売価を再度設定し、帳簿データ上の期末在庫売価を発生させ、架空在庫を計上し粗利益を過大計上していた。
- ④これらの伝票は、商品部の上司であるマネージャーの承認を受けることなく、直接IT管理デパート（電算部門）のシステムパンチャーに提出されていた。システムパンチャーは、パート社員とアルバイト社員で構成されており、異常値を察知できず伝票を機械的にそのままシステム入力していた。また、当該担当者による伝票操作は、各月において店舗別、部門別（一般家電、季節家電、AV・OA）に複数枚に分散して行われていた。また、それらの増改訂は、粗利益率等の指標に異常値が発生しないように、段階的に分散して行われていたために不正の発覚が困難であった。

なお、今回の不正のスキームを図表に示す。



(3) 不正行為を行っていた時期

当該担当者は、平成17年5月から直近に至るまで家電の仕入担当をしていたが、不正行為は、平成19年4月頃から平成23年9月の間において継続して行われていた。平成19年4月から平成21年3月までの仮装額は比較的少額であり、短期間において仮装額を消却していく目論見であった。

しかし、平成 21 年 4 月以降において、新規開店店舗の家電部門の売上、利益見込と実績とが乖離してきたことにより、利益目標達成が困難となり、不正売価設定額を更に拡大させることとなった。不正行為金額のピークは、平成 23 年 3 月期の第 2 四半期から第 3 四半期であり、第 2 四半期におけるテレビのチラシ掲載価格の誤りによる粗利益の大幅低下、第 3 四半期の家電エコポイントの大幅減額の反動による売上高の大幅減少の影響が起因している。

平成 23 年 3 月期の第 4 四半期及び平成 24 年 3 月期の第 1 四半期においては、業績が好調であったため、売価の戻し入れ伝票により累積架空在庫額の消却を若干行っている。

(4) 不正行為の動機

商品仕入担当者は、担当部門の売上及び粗利益に対する責任を負う職責にあり、週次単位で月間予算達成のための対策及び進捗状況の報告、検討をしている。

当該担当者からのヒアリングによると、家電部門における粗利益の予算や想定（見込）値に対する実績不足を取り繕うことにより、自己のプライド保全を図ったことが、当該不正行為を行うに至った大きな要因であると考えられる。

なお、当該担当者は、会社からの明らかに達成が不可能な無謀な売上・粗利益予算の押し付け等は一切なく、また上司等からのパワーハラスメントや過大な圧力等の事実はなかったと供述している。

(5) 他者関与の可能性について

当該担当者からのヒアリングによると、当該担当者以外の他者による関与は一切なく、個人単独によるものであると供述している。家電部門仕入担当は、当該担当者 1 名のみで行っており、他部門仕入担当者の関与の余地はないことが確認されている。不正な仕入伝票操作の対象となった取引先については、仕入代金の支払状況、仕入値引きの入金状況等を検証したが、今回の伝票操作による不正は、売価還元法による在庫計算上の仮装であり金銭の搾取、商品の現物の横流し等、または取引先が関与した事実は認められなかった。

7. 不適切な会計処理の発生要因

(1) 99 コードの各種伝票の業務フローについて

前述のとおり、商品仕入担当者が起票する 99 コードの売価改訂伝票、仕入伝票及び返品伝票は、上司等の承認経路を経ずにそのままシステムパンチャーに提出されていたため、牽制機能が働いていなかった。内部統制上の業務プロセスにおいては、通常の売価改訂等については、商品部マネージャーが承認した指示書を商品仕入担当者が発行することにより、店舗担当者が伝票起票をすることになっているが、当該 99 コードの売価改訂に関する業務プロセスは明確に規定されてはいなかった。当該伝票操作について仕入知識がある者がこれらの伝票を確認したとすれば、異常な伝票処理であることを認識することができたと思われる。これは、内部統制制度を導入する時点において、仕入担当者が 99 コードを使用して売価改訂を行うことを想定していなかったことと、その後の運用においても当該業務プロセスのリスクコントロールが抜け落ちていたことによるものである。

(2) 不正内容の発見の可能性について

平成 19 年 4 月以降から今日まで不正が行われていたにもかかわらず、発見することができなかった。当社は、管理帳票の「営業実績表」により、店舗別、部門別、月別の売上、粗利益に関連する数値管理を行っており、この管理帳票は値入率、改訂率、還元率等の詳細数値を網羅している。

しかしながら、会議体の数値報告においては、店舗別或いは部門別の個々の数値報告に留まっており、店舗別かつ部門別数値の詳細報告や分析をするまでには至っていない。また、経理部における決算処理の際も、部門別の還元率について検証をするものの、店舗別かつ部門別の検証をするまでには至っていなかった。

今回の不正発覚は、店舗別かつ部門別の還元率を各月ごとに検証をしたことにより判明したものであり、これらの検証精度を高めていれば早期に発見することが可能であったと考えられる。

(3) 期末たな卸資産の実在性の検証について

当社は、第 2 四半期決算月（9 月）及び第 4 四半期決算月（3 月）において実地たな卸を実施しているが、店舗数が多いため、実務上月末において全店舗一斉に実地たな卸を行うことが不可能であり、当該決算月の中旬頃に行っている。

99 コードについては、本来、在庫が発生しないため、実地たな卸により在庫売価金額は「0」円となるはずであるが、期末日時点の帳簿上の在庫データを検証する仕組みができていなかった。期末日時点の帳簿上の在庫データの検証が可能であったならば、今回の不正は決算時において発見が可能であったと思われる。

(4) コンプライアンス意識の欠如

約 4 年半に渡り不正を継続していた当該担当者のコンプライアンス意識の欠如が指摘される。自己の営業成績をよく見せたいという自己保全の意図により行われたとのことであるが、架空在庫計上という行為はコンプライアンス上大変重大な問題であり、絶対に行ってはならない行為であるという意識が欠如していたと考えざるを得ない。

8. その他の不正行為の有無

(1) その他の各部門概況の検証

その他の各部門別の期末売価在庫金額、還元率、在庫回転期間等の推移を分析し、その変動がある部門については、商品仕入担当者へのヒアリングを個別に実施するとともに、その要因を検証したが、不正な処理を行った事実はないものと判断した。

(2) その他の商品仕入担当者からの誓約書提出

「不正在庫操作を行っていない」「他の不正情報を有していない」「不正を上司から部下に指示された者、或いは指示した者はいない」旨の誓約書の提出を受けた。

9. 不適切な会計処理による過大期末たな卸資産（累計）

（単位：百万円）

部門	部門名	H20.3月期	H21.3月期	H22.3月期			
		期末	期末	第1四半期	第2四半期	第3四半期	期末
31	一般家電	—	—	—	1	1	3
32	季節家電	0	1	2	2	2	3
33	AV・OA	5	15	17	25	24	28
	合計	6	17	19	29	28	35

部門	部門名	H23.3月期				H24.3月期	
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	期末	第1四半期	第2四半期
31	一般家電	5	14	22	10	9	9
32	季節家電	3	8	15	13	13	12
33	AV・OA	29	55	64	57	57	70
	合計	38	77	102	82	79	92

注1. 百万円未満は切り捨て表示している。

注2. 上記の金額には消費税は含まない。

注3. 過年度決算修正については、平成22年3月期第3四半期以前の影響は軽微であるため、平成22年3月期通期決算以降において行う。

10. 関係者の処分

本件に係る関係者の処分は、当社賞罰委員会に一任する。

11. 再発防止策

(1)99 コードの取扱いに対する即時対応策

- ①商品仕入担当者による99コードに係る売価改訂伝票の起票禁止。
- ②本部在庫の売価改訂を行う場合は、商品部マネージャー及び部長、IT管理デプトマネージャーの承認を要し、システムパンチャーは承認のない伝票の入力を禁止する。
- ③システム入力制限を設定し、値入率が50%以上の売価変更については、メッセージ警告画面を表示し、入力をストップさせる。
- ④期末日時点の99コードのデータ上の在庫情報を取り出すシステム上の仕組みを作り、異常在庫の検証を可能とさせる。

(2)商品仕入担当者の定期的な配置転換

商品仕入担当者においては、定期的な配置転換を実施しているが、家電部門については商品の専門知識、経験が必要な部門でもあるため、約6年半にわたり当該担当者が継続して担当していた。今回の不正については、定期的な商品仕入担当者の配置転換があれば、早期に発見することができたと考えられる。当該担当者のヒアリングにおいても、もし担当異動があった場

合は発覚を覚悟していたとの供述もあった。

同一部門の担当が長期化することは、業務経験の蓄積による効果が期待できる反面、不正の温床や取引先等との馴れ合い関係による弊害も予測される場所である。配置転換時におけるスムーズな業務承継体制を整え、定期的な配置転換を実施することにより人的牽制による不正の防止を考慮すべきである。

(3) 部門単位におけるコンプライアンスミーティングの実施

前述したとおり、今回発覚した不正については、コンプライアンスの意識の欠如があげられる。営業上の指示、報告を行うミーティングは実施しているものの、コンプライアンスの徹底、意識の向上に関するミーティングを行う機会は少なかった。

部門単位においてコンプライアンスミーティングを定期的実施することにより、上司と部下におけるコミュニケーションを促進させ、業務プロセスの不備、各担当者間の人的牽制、内部通報情報の早期収集を期待できる。

また、他部門との間で情報伝達ミーティング等を実施することにより、他部門の情報入手、他部門間のコミュニケーション強化による牽制効果が期待できる。

(4) 内部統制管理体制における改善

内部統制監査室における監査については、現在店舗業務の監査が中心となっているが、本部内の業務プロセスにおける内部統制の有効性評価、抜け落ち項目の検証、統制不備事項の抽出についても重点を置くべきである。業務プロセスの有効性評価については、自己評価制度を中心としているが、内部統制監査室による本部の監査体制を強化し、業務プロセス監査及びITシステム管理監査の強化を図る必要がある。

また、今回の事例のような不正リスクに関して内部統制上の業務プロセスの抜け落ちや整備不十分な業務プロセス等について再点検を実施し、改善が必要な業務プロセスがあれば、早急に整備する必要がある。

(5) 数値情報によるモニタリング調査の強化

会社内における数値情報については、紙面ベースでの管理資料が主である。紙面の場合、閲覧はしやすいが、詳細な数値情報をモニタリングする行為に関しては行いづらい面がある。数値情報のモニタリングは情報をデータ化することにより格段に検証速度が上昇し、異常数値の発見も容易である。

さらなるIT化により情報のデータ化を図り、各自の必要情報を容易に取り出し、必要な都度加工できるような仕組み作りを検討すべきである。

以上